

秋田県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成31年1月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	十文字羽 後鳥海線	由利本荘市鳥海町下笹子字繋ヶ沢1番4地先から 字松林2番1地先まで	17.15～28.50	0.070
	新	十文字羽 後鳥海線	〃	28.50～40.10	0.070

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成31年1月25日から同年2月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）